

平成 28 年度 伊勢原高等学校 不祥事ゼロプログラム

伊勢原高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

伊勢原高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐し、不祥事防止会議が中心になって実施する。

2 取組課題と目標及び行動計画

① 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	
ア 目標	個人情報の流出を未然に防止する。記録媒体・携帯電話・電子メール等の不適切な使用を防止する。個人情報の紛失・誤廃棄を防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 個人情報等の管理や情報セキュリティに関して、ルールを遵守し適正な取扱いを徹底する。また、複数でのチェック体制を徹底するなど職員の情報管理に対する意識を高める。 ii 携帯電話、メール等に係る個人情報の収集と利用及び日常から使用される個人情報を保護し持ち出しルールを徹底する。
② 成績処理、進路関係書類の作成に係る事故防止	
ア 目標	成績処理に係る事故を未然に防止する。 進路関係書類作成業務に係る事故を未然に防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 成績処理マニュアルに従って成績処理を行うことを徹底し、事故防止に努める。また、複数による点検を行う。 ii 調査書作成委員会で調査書作成手順の確認を行い、事故防止に努める。複数による点検を行う。また、誤配付の防止を呼びかけるなど事故防止に関する意識啓発を行う。
③ 体罰、不適切指導の防止	
ア 目標	体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 所属教員全員を対象に職場研修を実施する。 ii 啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、朝の打合せで呼びかけて問題行動の未然防止に関する意識啓発を行う。

④ 適正な経理処理	
ア 目標	公費、私費、現金管理における事故の発生を未然に防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 公費、私費の取扱いと執行については、常にルール通りに厳正・適正に処理する。また、私費会計、私費口座振替等金銭の管理についても細心の注意を払って厳正に行う。 ii 「私費会計事務処理の手引」をもとに、会計担当教員を対象に職場研修を実施する。
⑤ 業務執行体制及び備品管理体制	
ア 目標	組織的業務遂行を図り事務処理ミスを未然に防止する。 備品管理を徹底し、破損や亡失を未然に防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 業務内容の確認は複数で行い、報告・連絡・相談をこまめに行う。 ii 文書等の保管に留意し、組織的業務遂行を行う。 iii 定期的に備品の保守管理に努める。また、備品に異常がある場合はすぐに報告をする。
⑥ 入学者選抜業務における事故防止	
ア 目標	円滑な入学者選抜業務を進め事故防止を図る。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 入学者選抜業務マニュアルの不備を補い、改善点について検証し、常に見直しを行う。
⑦ 公務外非行の防止	
ア 目標	公務外非行を未然に防止する。法令遵守・服務規律の確保を徹底する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、公務員として周囲から信頼される行動を取れるように意識啓発を行う。
⑧ セクハラ・わいせつ行為の防止	
ア 目標	人権意識を高め、セクハラわいせつ行為の発生を未然に防止する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、朝の打合せで呼びかけて問題行動の未然防止に関する意識啓発を行う。
⑨ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止	
ア 目標	交通事故の発生を未然に防止し、酒酔いや酒気帯び運転を根絶する。
イ 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> i 啓発資料や新聞記事等を配付あるいは掲示し、朝の打合せで呼びかけて交通事故未然防止に関する意識啓発を行う。 ii 職場研修を実施し、事故発生時の対応について周知する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成28年9月末までに実施状況を確認し、実施内容の評価を行う。未実施があった場合は、平成28年10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成28年12月末までに実施状況を確認し、実施内容の評価を行う。未実施があった場合は、平成29年1月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証と全体評価

2に規定する行動計画について、平成29年3月初旬に実施状況を確認するとともに各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は新たな目標設定を行ったうえで、平成29年度における伊勢原高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局企画調整部行政課の求めに応じ、同課に送付する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的計画については、不祥事防止会議がこれを行う。